

奈良市議会議員 日本維新の会奈良市議団 所属

佐野かずのり

議会活動レポート



令和3年7月、多くの皆さまのご支援を得て奈良市議会議員を拝命いたしました。

新型コロナウイルス感染症が猛威を振るう中、市民の皆さまの安全安心をお守りするため、引き続き皆さまのお声に耳を傾けお応えさせていただきます。

今回は、令和4年3月定例会においての代表質問を中心に、議会活動のご報告をいたします。

◆ 新斎苑「旅立ちの杜」4月1日より運営開始 ◆

老朽化した東山霊園火葬場に代わり、ようやく新斎苑が利用できるようになったということは、市民の皆さまにとって大変喜ばしいことでもあります。しかし、市は不動産鑑定価格を超える金額で新斎苑の用地を取得し、住民訴訟に発展、市は市長及び元地権者に対し不動産鑑定価格を超えた費用を弁済するよう請求せよという判決が確定いたしました。

その後、令和3年10月臨時議会では、市長の債務を放棄する議案が提出されましたが否決され、市は3名の債務者に対し損害賠償請求をしましたが、期日までに返済がなされず、令和4年2月14日付で市長個人と元地権者に対し損害賠償請求訴訟を提起されました。

市長に今後の訴訟の行方についてのお考え、また、市長個人としての返済計画について質問したところ、早期の判決確定と前向きな弁済に向けた協議が進められることを期待しているが、元地権者については現時点で返済の意思を示されておらず、訴訟の長期化の可能性もある。また、元地権者と返済に向けた協議が行えていない状況で返済計画が立てられず、今後は協議を通して検討していくとの答弁でした。

返済する意思はあるものの、行政のトップたる市長が、自らに課せられた損害賠償の支払いを滞納している事実については、どのような理由があるにせよ市民の市政への信頼の根幹を揺るがす事態であると危惧します。また、市が双方へ提起するにあたり約700万円の弁護士費用等も計上され、これは市民の血税であります。市長は「支払うための原資がないから払いたくても払えない」といった趣旨の発言をされているようですが、税や保険料を滞納されておられる市民の多くが、同じ気持ちでやむなく滞納をされているのではないのでしょうか。

常日頃より厳しい財政状況に鑑み、市税等の滞納者に対してそれらの徴収に厳しい姿勢で臨んでこられた市長ですが、自らに支払義務が課せられた賠償金の支払については別問題であるかのように、このような違法行為を行った市長については処分がなされないだけでなく、何ら責任を果たそうという姿勢が見られません。市長は、市民から大いに期待され市政運営を負託された行政のトップであるとともに、常に説明責任が問われる政治家でもあります。

令和2年度の決算において本市の税と税外債権収入未済額は約55億円あり、令和3年度も同額程度になると思われます。

債権の徴収に対して厳しく対応する側のトップは市長であり、その市長が滞納状態で、滞納せざるをえない市民や、厳しい態度で徴収しなければいけない職員に対して示しがつかないのではないかと、また、最高裁が行政上の違法行為として認定した市長の行為に自ら責任を取らなければ、今後、職員に対して服務違反などの処分をくだすことができなくなるのではないかと、このことに対しての説明責任と何らかのケジメは必要ではないかと指摘させていただきました。

